

那珂聖苑の指定管理者選定結果

1 施設の名称と所在地

那珂聖苑 那珂市堤1020番地1

2 指定管理者となる団体

タカラビルメン・五輪共同グループ 龍ヶ崎市中根台四丁目10番地1

3 指定期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年間）

4 指定管理者選定委員会等の日程

平成29年 8月10日 募集要項等公表

平成29年 9月04日 説明会及び施設見学会の実施

平成29年 9月29日～10月5日 指定申請受付

平成29年10月13日 指定管理者選定委員会開催

平成29年10月26日 指定管理者選定委員会の選定結果

平成29年12月15日 市議会において指定管理者の指定について議決

5 選定基準と審査項目

評価基準	審査項目
1 管理運営を行うにあたっての運営方針について	(1) 公の施設としての認識と火葬場の役割・業務内容への認識が妥当であるか。
	(2) 施設の設置目的を理解した運営方針となっているか。
	(3) 団体として施設を運営する上で、サポート体制、バックアップ体制はあるか。
	(4) 近隣住民等との関係を円滑に進める方針が示されているか。
2 安全・安心面からの管理運営の具体策など、特徴的な取組について	(1) 利用者の平等利用が確保される内容になっているか。
	(2) 環境対策について適切な取り組みが示されているか。
	(3) 故人を偲び見送るにふさわしい施設運営が可能か。
	(4) 業務の再委託範囲及び委託業者の選定、指導監督の方法は適切であるか。
3 施設の管理について	(1) 事業計画の人員配置で安定した管理運営が可能か。
	(2) 職員の指揮監督・管理体制は明確に示されているか。
	(3) 配置職員は、火葬業務に精通しているか。また、施設管理に必要な資格、技術、知識を有しているか。
	(4) 現在、那珂聖苑に勤務している職員及び聖苑で清掃業務を行っている者のうち、継続して勤務を希望している者の雇用について配慮されているか。
	(5) 職員の研修計画・研修内容及び指導育成は十分か。
	(6) 建物、設備の保守管理は適正に行われるか。
	(7) 火葬炉の保守は適正に行われるか。
	(8) 指定管理者が行う修繕は適正に行われるか。
4 施設の運営について	(1) 利用者サービスを向上させるための具体的な提案が示されているか。
	(2) 利用者サービスを評価し、改善する仕組みは検討されているか。
	(3) 利用者の要望・苦情を把握するための工夫と対応するための具体的な方策があるか。
	(4) 利用者とのトラブルの未然防止策と対処方法を講じているか。
	(5) 施設の設置目的等を積極的に遂行するための自主事業が提案されているか。
5 個人情報保護の措置について	(1) 個人情報の管理体制や社内的な取扱ルールの確立等の組織的な保護措置を講じているか。
	(2) 個人情報に対する研修の実施等の人的対応が適切に取られているか。
6 緊急対策について	(1) 防犯、防災は適切に対応できるか。
	(2) 災害、事故、盗難等の発生時に迅速な対応ができる組織体制になっているか。
	(3) 安全管理、衛生管理、危機管理に関するマニュアルが整備されているか。また、施設に従事する従業員全てが把握できる取組がされているか。
	(4) 緊急時における連絡体制や市への通報体制が示されているか。

7 団体の理念について	(1) 公の施設の指定管理者としてふさわしい経営方針を有しているか。
	(2) 指定管理者となる意義や責務を認識しているか。
	(3) 施設の現状に対する考え方及び将来展望は適切か。
	(4) 従業員の労働条件(労働時間、健康管理)は適切か。
8 申請団体の経営状況、聖苑の経理体制について	(1) 申請団体の経営状況が健全で、指定期間中確実に業務を継続できる財政基盤を有しているか。
	(2) 過去の決算や業績から経営の安定を欠くような点はないか。
	(3) 聖苑の経理を適正に処理する体制が整っているか。
	(4) 経理帳簿、台帳等を整備し、情報公開や監査請求に適切に対処できる体制を整えているか。
9 管理運営の実績	(1) 類似施設における管理運営実績があり、十分なノウハウを有しているか。
	(2) 今後も類似施設において管理運営が見込めるか。また、他の類似施設との連携が見込めるか。
10 収支計画	(1) 利用者サービスの向上を図った上で、経費の削減が図られているか。
	(2) 経費の算出根拠が明確かつ妥当であるか。
	(3) 収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。
11 その他	(1) 地域との連携及び地域経済への貢献が期待できるか。
	(2) 市内事業者及び那珂市シルバー人材センターを活用する提案がされているか。
	(3) 高齢者や障がい者などへ配慮や工夫はされているか。

6 選定するべきとした理由

指定管理者選定委員会で申請書類、プレゼンテーションを審査した結果、指定管理運営体制、事業計画書など総合的に優れているとの評価を受け、指定管理者の候補者として適当と認め選定しました。

よって、那珂市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成 17 年条例第 28 号）第 7 条の規定により指定するものである。